

法改正で金融も社会経済情勢の変化に対応

◆金融の機能強化と安定確保を図る金融関連改正法案を閣議決定

2021年3月に政府は金融関連改正法案を閣議決定した。この法案は新型コロナウイルス感染症などの影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能強化と安定確保を図るためのものである。デジタル化や地方創生への貢献、日本の国際金融センターとしての機能強化、地方の金融機関の再編を支援する補助金などの施策や規制の見直しが盛り込まれている。施行されれば銀行などの金融機関だけでなく、経済・社会にも影響が広く及ぶ可能性がある。

◆狙うは持続可能な社会構築、海外ファンドの参入、地域経済の回復・再生など

改正法案はデジタル化や地域創生など持続可能な社会構築に対して金融機関に求められる機能を強化するため、また事業多角化や海外進出を促すために、金融機関本体やその子会社が行うことのできる業務を追加し、規制も緩和する。具体的には、本体や子会社が自前の経営資源を生かしてアプリやシステムの販売、人材派遣、データ分析、広告、コンサルティングなどを行いやすくする。地域活性化のために設立する事業会社に出資する場合は議決権100%の出資も認める。金融以外の事業を行う海外企業を買収した場合の株式保有期間の上限を5年から10年に延ばし、さらに競争上の必要性があれば、承認を受けることで継続的な保有も認めて収益を上げやすくする。

日本の国際金融センターとしての機能強化のために海外ファンドの日本への参入手続きも簡単にする。金融庁は21年1月、海外ファンドの登録から監督・検査まで一貫して英語で対応する拠点開設サポートオフィスを開設した。改正法案ではさらに新たな業態を設けて厳格な審査などを省き、届け出ですむ仕組みを作る。

地方の金融機関の再編を支援する補助金も新設する。具体的には、合併・経営統合などを計画する地方の金融機関が経営基盤強化の実施計画を作成して国の認定を受けた場合、合併・経営統合などで必要になる金融システムの統合費用を補助する。この補助により人口減少地域などにおいてポストコロナの経済の回復・再生を支える金融機能が維持されることを目指している。 【藤井和則】